

## 知事コメント

### (JPKI地区のサンゴ類の特別採捕許可について)

沖縄防衛局から申請のあったJPKI地区のサンゴ類の特別採捕許可について、令和2年2月28日付けで、農林水産大臣から「許可せよ」との是正の指示がありました。

県としましては、軟弱地盤の存在によって、承認を受けた「設計ノ概要」に従って埋立工事を完成させることができないことが明らかとなっており、変更承認申請をしても当該申請が認められるか否かは不確定であり、事業者が工事を遂行することができるかが未定の段階において、相当のサンゴ類の死滅を伴う特別採捕許可の必要性は認められないと考えていたことから、このような申請を「許可せよ」とした是正の指示は違法であり取り消されるべきとして、関与取消訴訟を提起しました。

しかし、去る7月6日に、地方自治法第251条の5に基づく違法な国の関与の取消請求事件の判決が最高裁判所において言い渡され、原判決の破棄等を求める県の上告が棄却されました。

この判決により、沖縄防衛局から申請のあった、JPKI地区のサンゴ類の特別採捕許可申請について、農林水産大臣が「許可せよ」とした、是正の指示が適法であることが確定しました。

司法の最終判断に従うとしてきたこれまでの方針を踏まえ、関与取消訴訟において、上告が棄却され、司法の最終判断によって是正の指示が適法であると示された以上、行政である県としては、是正の指示に従い許可処分する必要がある

ことから、本日付で J P K I 地区のサンゴ類の特別採捕許可申請について、許可処分することといたしました。

なお、許可処分にあたっては、

- (1) サンゴ移植片の生残率を高めるためには、水温の高い時期、繁殖の時期を避ける必要があることや、台風の時期は、波浪や降雨による塩分の低下によって移植したサンゴが損傷する恐れがあること等を考慮し、適切な移植時期を選定するなど、「沖縄県サンゴ移植マニュアル」に則り適切に作業を行うこと。
- (2) 移植後おおむね 1 週間に 1 回の経過観察を行い、その都度、速やかに現場写真を添付した上で、本職へ報告を行うとともに、移植したサンゴ類が、申請時の想定と異なり十分な生残率が見込まれない場合は、移植手法について本職と協議すること。経過観察に係る実施頻度の変更及び実施期間については別途、協議により、本職が認めた場合に限り、変更することができるものとする。

との附款を付しましたので、沖縄防衛局におかれましては、この附款の内容を遵守していただきたいと考えております。

次に、最高裁の判決における反対意見についてです。

最高裁 5 名の裁判官のうち、2 名が反対意見を述べており、そのうち行政法学者である宇賀克也裁判官は、変更承認申請が不承認になった場合、J P K I 地区のサンゴ類の生息箇所のみでの工事は無意味となり、サンゴ類の移植は無駄になるばかりか、移植されたサンゴ類の生残率は高くないことなどから、水産資源の保護培養という水産資源保護法の目的に反することになってしまった上で、軟弱地盤の外側の護岸工事という特定の工事のみに着目して本件各申請の是非を判断するとすれば、「木を見て森を見ず」の弊に陥り、特別採捕許可の制度が設けられた趣旨に反する結果を招かざ

るを得ないと、意見を述べています。

また、宮崎裕子裁判官は、埋立を行うためには変更承認を受ける必要があることが明らかとなっているのであるから、本件埋立承認においてなされた、環境保全等につき十分配慮されたものであるという公有水面埋立法4条1項2号の要件適合性の判断は実質的には無意味なものになっていると考えざるを得ないと、意見を述べています。

日本は、民主主義の国でもあり、認識が異なる課題についても、意見や立場の違いを越えて、対話による協議を行う過程を大切にし、意見の一致やコンセンサスを得ることが民主主義の基本であると考えております。

国におかれましては、このような意見があることや民主主義の基本に照らして、変更承認申請の処分がなされていないにも関わらず、拙速にサンゴ類の移植を行うのではなく、県との対話に応じていただきたいと思えます。

最後に、本年1月に不許可処分としたDEHN地区等について触れておきます。

軟弱地盤に位置するDEHN地区等の特別採捕許可申請については、本年1月に不許可処分としたところですが、今回の関与取消訴訟における高裁判決では「軟弱地盤の区域については、知事の裁量判断として、移植の必要性を否定することも許される」との判断が示されました。

さらに最高裁判決においても「変更承認を受けて初めて適法に実施し得る地位を得るのであって、変更承認がされるまでは工事に着手することができない」との判断が示されております。

また、不許可処分に対する審査請求及び取消訴訟の出訴期間は7月26日で徒過したことから、不許可処分は確定いた

しました。

このことから、同地区を不許可処分とした県の判断の正当性が司法の場においても認められるとともに、国側もそのことを認めているものと考えております。

なお、今後、現在審査中である変更承認申請に係る軟弱地盤の改良工事の実施が不可能となるなど、埋立工事全体の完成ができなくなった場合には、サンゴ移植の必要性も認められなくなりますので、本日許可したサンゴ類の特別採捕許可申請の許可処分を取り消すこともあり得ます。

辺野古新基地建設問題について、私は、かねてから、対話による解決の必要性と重要性を繰り返し述べてきたところであり、政府に対しては、辺野古新基地建設問題の解決に向け、県との対話に応じるよう粘り強く求めてまいります。

引き続き、県民、国民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和3年7月28日  
沖縄県知事 玉城 デニー